

企画競争実施に関する公示

令和 8 年 9 月 4 日

下記のとおり企画提案書の提出を招請します。

独立行政法人 国際交流基金
契約担当職
理事 古屋 昌人

記

1. 業務概要

- (1) 業務名：令和 8 年度日本語パートナーズ派遣事業広報用映像制作業務委託契約
- (2) 業務内容：企画競争説明書による
- (3) 契約期間：契約締結日から令和 9 年 6 月 30 日まで
- (4) 契約金額：上限金額（税込）：9,084,784 円
旅費を除く本件業務に係る一切の経費を含む。右金額の範囲を超える提案は無効とする。
- (5) 契約の相手方の決定方法：
応募者から提出される企画提案書について、あらかじめ定めた評価基準により書類及びプレゼンテーション審査を行い、得点上位者から順に交渉を行い、合意に達した者と契約を締結する。原則、合計点数が最も高い 1 者を選定する。

2. 参加資格

(1) 国際交流基金会計細則第 16 条又は第 18 条の規定に該当しない者である

＜会計細則 抜粋＞

第 16 条 契約担当職は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第 23 条に定める一般競争及び会計規程第 24 条に定める指名競争（以下「競争」という。）に参加させることができない。

第 18 条 契約担当職は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後 2 年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

こと。

(2) 令和7・8・9年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の A、B、C又はD等級を有する者であること

全省庁統一資格及び申請手続き等については下記ウェブサイトを参照のこと。（独立行政法人国際交流基金（以下「JF」という。）では競争参加資格審査ならびに登録手続きを行っていないので注意すること）。

※調達ポータルサイト

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101#c4>

(3) JFまたは外務省から指名停止にされている期間中の者でないこと。

(4) JFとの契約に関して過去1年において債務不履行、納期遅滞等を起こしたことがなく、適正な契約の履行が確保される者であること。

(5) 契約の履行に当たり、前号に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(6) 公告の日から起算して過去5年以内に、映像制作・スチール撮影の実績が10件以上あること。

(7) 定期的にJF本部（東京都新宿区四谷）またはオンラインでの打ち合わせに参加することが可能な者であること。

(8) 日本語でのコミュニケーションが可能な担当者を配置できること。

(9) 業務遂行に必要な体制を有すると認められる者であること。

(10) その他企画競争説明書、仕様書に定める全ての要件を満たすものであること。

3. 企画競争説明書・仕様書等の交付方法

(1) 交付方法：

交付希望者に対し、ファイル添付の上、電子メールにて交付を行う。申し込み期間中に下記 6. の連絡先まで電子メールにて請求すること。

(2) 申し込み期間：

令和8年9月4日（金）～ 令和8年9月25日（金）（17時締切）

（3）本件企画競争に関する質問：

企画競争説明書を参照すること。令和8年9月18日（金）17時までに、下記6．の宛先に電子メールで質問事項を送付すること。質問への回答は、令和8年9月25日（金）18時までに本件企画競争説明書交付者全員（同日までに参加辞退表明した者を除く）にBcc でメール送信する。なお、質問受付締切後の異議申し立ては認めない。

4．説明会（参加任意）

次のとおり企画競争説明会を行うので、企画競争に参加を希望する者は可能な限り参加すること。

（1）日時：令和8年9月16日（水）16時～17時（1時間程度）

（2）場所：Zoomを用いてオンラインで実施する。

（3）説明会に参加を希望する者は、令和8年9月15日（火）17時までに下記6．の連絡先に電子メールにて参加申込みを行うこと（会社名、担当者名、連絡先を明記すること）。1社からの参加人数は問わないが、画面表示の際に会社名は伏せること。

5．企画提案書の提出

（1）提出を求める書類：企画競争説明書を参照すること。

（2）提出期限：令和8年10月2日（金）（正午必着）

（3）提出方法：

下記6．の宛先に、郵送又は持参で提出すること（宅配便/バイク便の利用可）。ファックスによる提出は受理しない。郵送又は持参時の外装には朱書きにて「令和8年度日本語パートナーズ派遣事業広報用映像制作業務委託契約 提出書類在中」と記載すること。持参する場合は、必ず事前に電子メールにて下記6．宛てに訪問予定日時を連絡し、了解を得たうえで持参すること。

なお、郵送又は持参に加え、企画提案書と経費概算見積書については、電子メールにて提出期限までに下記6．宛てに、別途PDFデータを送付すること。

（4）提出先：下記6．のとおりに。

（5）評価基準・審査方法等：企画競争説明書を参照すること。

（6）企画提案書に関するプレゼンテーション：

JFが指定する日時・場所で、企画提案内容の概要に関するプレゼンテーションを求める。詳細は対象者に個別に連絡する。予定は以下のとおり。

ア． 日時：令和8年10月13日（火）時間未定

イ． 時間：1参加者あたり、30分程度（準備・プレゼンテーション：20分、質疑応答：10分）。ただし、参加者数の多寡により変更があり得る。

ウ． 場所：JF本部またはオンライン

（7）審査結果通知

令和8年10月20日（火）（予定）までに書面にて通知する。

6. 担当部署及び連絡先

〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目 6 番 4 号

独立行政法人国際交流基金

日本語パートナーズ事業部事業第 2 チーム

担当：佐々木、横田、新垣、伊藤

電子メールアドレス： np_kouhou@jpf.go.jp

※電話での問い合わせは受け付けない。

※連絡する際は、メールタイトルを【会社名】令和 8 年度日本語パートナーズ派遣事業広報用映像制作業務委託契約とし、会社名、担当者名、電話番号、電子メールアドレス等の連絡先を必ず明記すること。

7. その他

- (1) 書類等の作成及び手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) 上記 5.(2)に記載の提出期限までに適正な全ての書類の提出が無かった団体は、本件委嘱先に選定される資格を失うものとする。
- (3) 提案書類等の作成及び提出に要する費用は提出者側の負担とする。また、提出のあった提案書類等は採否にかかわらず返却しない。
- (4) 本件企画競争に参加したことにより知り得た非公開情報については、第三者に提供・開示しないこと。
- (5) 契約保証金：免除
- (6) 契約書作成の要否：要
- (7) 企画提案書に関するプレゼンテーションの有無：有
- (8) 提案の無効：本公告に示した競争参加資格のない者による提案書及び参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した提案書は無効とする。
- (9) JF の主要な業務及び事業の改廃などやむを得ない事情が生じた場合は、当該事情に応じて、本契約の全部又は一部の解除等も含め、本契約の変更等を行うことがある。
- (10) その他詳細は企画競争説明書による。

以上

＜独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされています。

これに基づき、以下のとおり当基金との関係に係る情報を当基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の提供及び情報の公表に同意の上で、応札もしくは応募又は契約の締結を行っていただくよう、ご理解とご協力をお願い致します。

なお、公告案件への応札もしくは応募又は契約の締結をもって所要の情報の提供及び情報の公表に同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

1. 公表の対象となる契約先

次の何れにも該当する契約先

- (1) 当基金において役員を経験した者が再就職している法人、又は当基金において課長相当職以上の職位を経験した者が役員等として再就職している法人
- (2) 当基金との年間取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めている法人。

2. 公表する情報

- (1) 法人の名称
- (2) 法人の事業概要
- (3) 当該在職者の法人における役職
- (4) 当該在職者の当基金における最終役職
- (5) 直近の会計年度における取引高
- (6) 法人の総売上高又は事業収入において当基金との取引高の占める割合が「3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満、3 分の 2 以上」の何れに該当するか

3. 提供していただく情報

- (1) 契約締結日に在職している当基金在職経験者に係る情報（人数、現在の職名及び当基金における最終職名）
- (2) 契約締結日の直近の財務諸表（総売上高又は事業収入の記載があるもの）

4. 公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内（4 月 1 日から 4 月 30 日までの間に締結した契約については 93 日以内）

以 上